

首都圏営業拠点における取扱商品の出品要領

1 趣旨

この要領は、首都圏営業拠点における県産品の新規出品に関し必要な事項を定めるものとする。

2 制度の目的

県は、首都圏営業拠点において県産品を出品する機会を提供することにより、その過程で得られた消費者ニーズの把握、販売情報の取得等出品者のマーケティング活動に対する支援を行うものとする。

3 対象商品

(1) 次の各号のいずれかに該当する商品であること。

- ① 農林水産物については、三重県内で生産、収穫されたものであること。
- ② 農林水産物以外の商品（加工食品、工芸品等）については次のとおりとする。
 - ア) 商品の主要な原材料が三重県産であって、商品の製造または加工の最終段階が県内事業者によって行われていること。
 - イ) 商品の主要な原材料が三重県産であって、県外の事業者により製造または加工された商品の場合は、商品の販売が県内事業者によって行われていること。
 - ウ) 商品の主要な原材料が県外産であっても、その製造または加工の最終段階を県内事業者が行っているか若しくはその販売を県内事業者が行っていること。（ただし、三重県らしさなど三重県の PR、イメージアップにつながる商品であること。）

(2) 上記（1）に掲げるもの以外の商品で、首都圏営業拠点運営総括監（以下、「運営総括監」という。）が必要と認めるもの。

(3) 安全安心のため、次の各号のすべてを満たしていること。

- ① 食品衛生法、JAS法（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律）、農薬取締法、健康増進法、薬事法、景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法）、計量法、JIS規格（日本工業規格）等、その他関係法令等に定める規定に違反していないこと。
- ② 品質・衛生管理が適正に行われていること。（確認のための生産情報の記録や検査記録、社内規則、製造過程の衛生管理マニュアル等の提出ができること。）
- ③ PL保険等に参加し、事故等が発生した場合に被害者の救済ができること。
- ④ 知的財産権の係争中でないこと。

- ⑤ 発火、爆発等の危険性がないこと、また異臭発生のおそれがないこと。
- ⑥ 公序良俗に反しないものであること。

4 申込資格

- (1) 三重県内に事務所または事業所を有する個人、法人、その他の団体とする。
- (2) 上記3(2)に該当する商品を出品しようとする者で運営総括監が認める者とする。

5 取扱商品の選定方法

(1) 商品取扱申込書の提出

県産品の出品を希望する者は、別紙1の「同意書」と別に定める「商品取扱申込書」及び必要書類を添付して三重県営業本部担当課に提出すること。
なお、提出のあった書類は返却しない。

(2) 商品選定会議

三重県は、申込みのあった商品を別に定める「商品選定会議（以下「選定会議」という。）」にその取扱いについて提案し、選定会議において決定する。
ただし、施設、設備の制約等から出品できない場合がある。

6 取引条件等

仕入れ方法や取引価格、取扱時期など取引の諸条件については、運営事業者と出品者間の協議により決定するものとする。なお、商品の取扱期間及び決済については、下記の条件を満たすものとする。

取引条件が整わない場合は、当該商品を取り扱わないものとする。なお、これらの協議について三重県は関与しない。

(1) 商品の取扱期間

事故等特段の事由がない限り、原則として最短3か月間は取り扱うものとする。ただし、供給可能期間が3か月に満たないもの等についてはこの限りではない。

取扱期間の延長については、販売実績や顧客評価、商品構成等により決定する。

(2) 決済（支払サイト）

月末締め翌月末支払を原則とし、銀行振込とする。

附則

この要領は、平成25年6月12日から施行する。

三重県知事あて

所在地
事業者名
代表者名

印

同 意 書

商品取扱申込書を提出するにあたり、下記の事項について同意します。

記

- 商品取扱申込書を提出しても、商品選定会議の結果、運営事業者との取引条件等が合致しないこと等により、出品ができないことがあることを承知のうえで、商品取扱申込書を提出します。
- 商品取扱申込書及び添付資料等を商品選定会議、運営事業者、本事業の関係者にその写しの送付または開示することを承諾します。
- 商品取扱申込書について、公文書の開示請求があった場合、商品取扱申込書の「卸価格（税抜）」、「主な売り先等販売状況（売行き、評判）」を除き、開示することを承諾します。
- 自社商品に係る苦情は、申込事業者の責任においてすべて解決します。